

## 船舶事故調査報告書

平成22年10月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成21年12月27日（日） 20時30分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町小串漁港南東方沖 <sup>なかどおり</sup> 中通 島小串鼻山頂から真方位173°600m付近 (概位 北緯33°02.6′ 東経129°06.3′)
事故調査の経過	平成22年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート <sup>こうふう</sup> 浩風丸、4.6トン 292-29634長崎、個人所有 11.57m (Lr) × 2.90m × 0.99m、FRP ディーゼル機関、253.75kW、昭和62年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月4日 免許証交付日 平成20年11月27日 (平成26年9月20日まで有効) 視力は両眼とも1.0で、健康状態は良好であった。
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に凹損 定置網 道綱に擦過傷
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、小串鼻山頂から180°（真方位、以下同じ。）700m付近に錨泊し、翌日の釣りのえさにするため水中灯を点灯していか釣りを行っていたところ、平成21年12月27日20時25分ごろ、当該地区の漁業協同組合所属の漁場監視船から、水中灯を点灯すると近くの定置網に魚が入らないので外へ出るよう注意された。 船長は、20時29分ごろ、陸岸から離れるよう北東方に約5ノットの対地速力で移動したところ、20時30分ごろ、小串鼻山頂から173°600m付近で船底に衝撃を感じ、舵が動かなくなったので、機関を停止した。 船長は、漁場監視船に救助を依頼し、来援した定置網作業船によって同乗者とともに救助された。 本船は、翌日、舵に引っ掛かった定置網の道綱が潜水士によって取り外され、巡視船搭載のボートにより小串漁港にえい航された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 みぞれ、風向 北西、風力 3、視程 200～300m  海象：波高 約1m、潮流 ほとんどなし  特記事項：強風波浪注意報発表中</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、小串鼻沖に定置網が設置されていることを知っていたが、沖合の投錨場所付近まで定置網が設置されているとは思っていなかった。  船長は、18時00分ごろ、投錨しようとして小串漁港南東方沖に向かっているとき、南方200m付近に定置網の標識灯を1個認めたが、本船の周囲に肉眼及びレーダーで定置網を認めなかった。  本船は、小串鼻沖でいか一本釣りを行ったのは、初めてであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与  船体・機関等の関与  気象・海象の関与  判明した事項の解析</p>	<p>あり  なし  なし  本船は、小串漁港南東方沖で錨泊し、水中灯を点灯していか釣り中、船長が、漁場監視船から定置網に魚が入らないので定置網の設置区域外に移動しよう注意された際、沖の方には定置網は設置されていないと思い、定置網の設置状況を確認せずに陸岸から離れる方向に移動し、定置網に衝突したものと考えられる。  船長が錨泊場所を移動する際、漁場監視船に定置網の設置状況を確認するか、又は先導を依頼していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が小串漁港南東方沖に錨泊していか釣り中、船長が、漁場監視船から、定置網の設置区域外に移動しよう注意された際、沖の方には定置網は設置されていないと思い、定置網の設置状況を確認しなかったため、錨泊場所の北東方に設置された定置網に向けて移動し、同定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	